

令和6年3月21日
北九州市企画調整局

報道機関各位

北九州市提案実現・全国初活用

北九州市国家戦略特区で 「海外大学卒業留学生の就職活動促進特区」が実現

北九州市が、全国で初めて国家戦略特別区域計画の認定申請を行っていた「海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業」が、令和6年3月15日付で、内閣総理大臣による認定を受けました。

1 経緯

これまで、海外大学卒業後に来日し、日本語教育機関で日本語を学ぶ留学生が、日本企業への就職を目指す場合、日本の大学等卒業の留学生と異なり、在籍する日本語教育機関が3年連続適正校[※]に選定されていない場合、例え本人が優秀な学生であっても卒業後の就職活動継続は認められないため、在学中に就職が決定しなかった場合は、母国へ帰国しなければなりませんでした。

[※] 週28時間超の資格外活動などの問題在籍率が5%以下等で選定される。

2 実現した特例の内容

北九州市が、就職活動延長を希望する外国人留学生及び在籍する日本語教育機関について、一定の要件を満たしていることを確認[※]することで、在籍教育機関がその時点で適正校に選定されていれば、卒業又は修了後から最大1年間に限り、就職活動の継続のための在留資格「特定活動」が特例的に認められます。

[※] 要領に基づき、留学生の在籍中の出席状況・就職への意欲などを確認。

【問い合わせ先】

企画調整局企画課

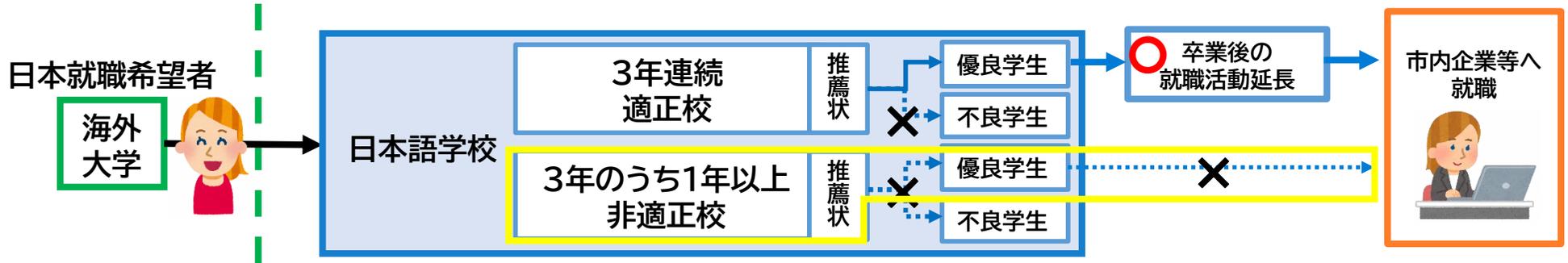
担当: 泊(課長)、北尾(係長)

電話: 093-582-2904

海外大学卒業外国人留学生の就職活動延長

課題

- 大学・専門学校では、「適正校」の選定に関わらず、学校が推薦する優良学生は、卒業後の就職活動延長が認められる。
- 日本語教育機関在籍の留学生は、「在籍校が直近3年連続適正校に選定」という要件が課せられており、1年でも非適正校となった場合、優良学生であっても、卒業後の就職活動延長が認められない。



実現した規制改革提案

直近3年連続適正校でない場合でも、「卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与」することを要件に、卒業後の就職活動継続を可能とする。

<要件(抜粋)>

- ①: 就職活動実施のための在留資格「特定活動」を申請時に、適正校に認定されている学校
- ②: ①の日本語学校が推薦し、北九州市の審査を受け優良と認められた学生



日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加や、留学生の市内企業等への就職率向上を図る。